

○警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定

沖縄県公安委員会告示第132号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月24日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1級	10人	令和8年11月21日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和8年9月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書

イ 添付書類

(ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課